

平成27年第2回教育委員会会議録

日時：平成27年2月24日（火）

午前10時30分開会

場所：教育委員会室

出席委員

委員長 坪井 守
職務代理者 庄山 昭子
委員 松本 昭彦
委員 滝澤 多佳子
教育長 石川 博之

出席者

教育次長 川合 陽一郎
教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 國分 靖久
教育総務課経理・指導担当副参事（兼）
経理・指導担当主幹・香良洲教育事務所長 家城 覚
教育総務課教育財産管理担当副参事
（兼）施設担当副参事 小林 雅治
教育総務課給食担当副参事
（兼）中央学校給食センター所長 土性 智樹
教育総務課給食担当副参事 丸山 美由紀
学校教育課長 森 昌彦
教育研究支援課長（兼）教育研究所長 土性 孝充
人権教育課長 外岡 博明
生涯学習課長（兼）津城跡整備活用
推進担当副参事 野田 剛史
生涯学習課青少年担当副参事
（兼）青少年センター所長 中谷 初男
生涯学習課公民館事業担当副参事
（兼）中央公民館長 竹内 正巳
津図書館長（兼）津図書館図書事務長 高橋 祥公
久居教育事務所長 尾市 厚子
安濃教育事務所長（兼）河芸教育事務所長・
芸濃教育事務所長・美里教育事務所長 松本 秋伸
白山教育事務所長（兼）
一志教育事務所長・美杉教育事務所長 滝 加寿代

坪井委員長 ただ今から、平成27年第2回教育委員会を開催します。まず、傍聴関係でございますが、今回は傍聴人はないようですので、本日の議案の概要説明をお願いします。

教育次長 それでは、本日の概要説明でございますが、議案第4号 津市スポーツ推進計画(案)に係る意見について、議案第5号 津市教育委員会点検・評価について、議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第7号 平成26年度津市一般会計補正予算(第9号)〈教委所管分〉について、議案第8号 平成27年度津市一般会計予算〈教委所管分〉について、議案第9号 平成27年度教育方針について、6件の議案について御審議をお願いします。詳しい内容につきましては、それぞれの担当課長から説明させます。また、今回議案第4号 津市スポーツ推進計画(案)に係る意見についてでございますが、スポーツ基本法第10条第2項に特定地方公共団体の長がスポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聞かなければならないという規定になっておりますので、スポーツ推進計画の所管課であるスポーツ振興課から説明をさせますのでよろしくをお願いします。

坪井委員長 本日の議案はお手元の事項書のとおり、議案第4号から議案第9号の6件です。議案第4号から議案第9号の6件につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第2号及び第4号の規定に該当するため非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 異議なし。

坪井委員長 それでは、議案第4号から議案第9号の6件につきましては、非公開と決定します。

議案第4号 津市スポーツ推進計画(案)に係る意見について

議案第4号 非公開で開催

議案第4号 原案可決

議案第5号 津市教育委員会点検・評価について

議案第5号 非公開で開催

議案第5号 原案可決

議案第 6 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 6 号 非公開で開催

議案第 6 号 原案可決

議案第 7 号 平成 26 年度津市一般会計補正予算（第 9 号）＜教委所管分＞につ
いて

議案第 7 号 非公開で開催

議案第 7 号 原案可決

議案第 8 号 平成 27 年度津市一般会計予算＜教委所管分＞について

議案第 8 号 非公開で開催

議案第 8 号 原案可決

議案第 9 号 平成 27 年度教育方針について

議案第 9 号 非公開で開催

議案第 9 号 原案可決

坪井委員長 会議の冒頭で決定しましたとおり、ここからは非公開とします。

議案第 4 号 津市スポーツ推進計画（案）に係る意見について、スポーツ振興課
から説明をお願いします。

スポーツ文化振興部次長

スポーツ文化振興部次長 津市スポーツ推進計画（案）につきまして、ご説明申
し上げます。本計画につきましては、平成 21 年 3 月にスポーツ振興計画という
名称で策定をいたしましてから、現在、6 年が経過しております。その間、従来
のスポーツ施策の基本法でありましたスポーツ振興法が改正されまして、新たに
スポーツ基本法として施行され、また、津市におきましても、平成 25 年 3 月に
津市総合計画後期基本計画が策定されるなど、取り巻く環境にも様々な変化があ
ったということで、今回の見直しというものを行なったものです。それでは、今
回の見直しの趣旨ですが、津市スポーツ推進計画は、平成 23 年に施行されたス
ポーツ基本法第 10 条、これは地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画
を定めるよう定めた条文であります。今回は中間期の見直しということで、基
本理念等は踏襲しつつ、法の趣旨、国のスポーツ基本計画を参酌するとともに、
津市総合計画後期基本計画（平成 25 年度～平成 29 年度）との整合性を図った

というものです。手続きといたしましては、津市スポーツ推進審議会という条例設置の市長の諮問機関がございます。これを経て進めてきているものであります。資料の右側を御覧いただきたいと思っております。ここが計画推進のための具体的施策ということになります。こちらはまず、上の方に基本目標が四角囲いでございまして右には、具体的施策としてありますが、これがまさに今、全力で進めているところの① 津市産業・スポーツセンターの整備と、それに続く② 津市産業・スポーツセンターの経営のことをうたっております。まずその一つ目が、ア 指定管理者制度の導入による効果的・効率的な経営、イ 産業・スポーツ施設としてのプロモーション活動、そして、ウ 三重武道館の運営を中心に取り組んでいくこととしております。次にその下、「(2) 競技力の向上」でございます。これは、国体などを控えていることから、総合計画においても競技力の向上を掲げましたので、ここでも基本目標に設定をして、競技力向上につながる施策をまとめまして、積極的に取り組むこととしております。競技スポーツ団体である津市スポーツ協会やスポーツ少年団を支援し連携して実施していくということで、基本的な枠組みには変更はありません。これらの団体と協議・連携を図り、積極的に支援していこうとするものです。また、地域の競技力の向上といたしましては、実力のあるチームやアスリートを招いて、地元のチーム等と交流試合や合同練習を行い、高い技術に触れる機会をつくっていくことや、東海大会以上の大会に出場する選手に対する奨励補助金によって、地域の競技力をあげていこうとするものです。次に基本目標の、「(3) スポーツ・レクリエーション活動機会の充実」ですが、これは新たな項目だけ申し上げます。国民体育大会・全国障害者スポーツ大会などの大きな大会を控えて、スポーツ振興のための推進体制の確立をまずは図っていきます。それから、今回、新たに書き加えた項目としましては、⑭ 海洋スポーツの普及・振興があります。これは、津市には、昭和50年国民体育大会や平成元年の国際470級世界選手権などを開催してきた津ヨットハーバーがありますので、国体機運が盛り上がるこの機会に、海洋スポーツの普及・振興にも力を入れていこうとするものです。そして最後に、「(4) スポーツ施設の管理・整備」でございます。その中で② スポーツ施設の整備につきましては、屋内スポーツ施設は、産業・スポーツセンターを造るということで、基本目標の1つ目に挙げさせていただきましたが、それ以外の今後の整備について、例えば、市民プールや三重武道館などの跡地利用なども含め、検討を進めていこうとするものです。以上です。計画案への記述の内容につきましては、途中申し上げました津市スポーツ推進審議会の審議を経ておりまして、そのメンバーに教育委員会の方からも小・中学校校長会からお2人の校長先生にも出席をしていただいて会議を進めてきているということで、現在に至っているところでございます。以上です。よろしく申し上げます。

坪井委員長 ありがとうございます。説明は以上です。御質問等はございますでしょうか。

庄山委員

庄山委員 意見でございますけれども、この基本計画等をしっかり読ませていただきましたが、基本目標のところのこの4点についてでございますが、(1)のところはこれは誰しも望んでいることでございますが、意見なんですけれども、2001年に全国スポーツレクレーション大会が開催されて、この(3)のスポーツ・レクレーションの活動機会の充実はその後10年の経過を見ますと、三重県内はかなり充実してきたのではないかとこのように私は見ております。それで、これを後の8ページ(1ページ)のところと統合されてこういう形にされたというのは、そういう見方を津市の方ではされているのかなと思って、これは良いと思います。後の、(2)のところと(3)のところでございますけれども、競技力の向上につきまして、三重県津市を見てみますと、一部の競技につきましては、競技団体がかなり育成されておまして、個人の努力もございまして、全国的にも名前を上げてもらっている種目もありますけれども、全体的に競技団体の育成というのは、非常に今後大事になってくることだと思います。津市の中での競技団体がもし協議されていない団体について、もしあるとしたら、その辺のところをちょっと力を入れていただいて、競技団体を育成していただきたいと思います。それで、競技力の向上につきましては、教育委員会の中では、この後また教育委員会の中で議論をしたいとは思っていますけれども、各学校の中で校長先生も出ていらっしゃるということなので、多分そういう意見が出たんだろうと思いますけれども、部活動の指導者の充実ということですが、やはり小学生と中学生に基礎的な運動能力をつけていかないと、選手が育っていきませんので、その辺の力を今後さらに入れていかなければならないというふうに思っています、考えていただければというふうに思います。以上でございます。

スポーツ文化振興部次長 ありがとうございます。

坪井委員 他にどうですか。

一点だけすみません。今回読ませていただいて、平成30年度の三重県の高校総体、それから32年のオリンピック・パラリンピック、それから33年の国体を意識した形で随分書いていただいております、その点分かりやすかったです。それから、先程庄山委員が言われましたように、教育委員会との積極的な連携ということで、実際は小学生や中学生がこれから何年か後にという、育成ということで

考えれば、義務教育の果たす役割は多いのではないかという気がします。そういう意味では、教育委員会との積極的な連携の項目の内容が、校長先生も会議に出ている割に少ないんじゃないかと思います。もう少し一体感を持って教育委員会も関わらせていただけるような、そんな記述になればいいかなという感想を持ちました。

坪井委員長 よろしいですか。

各委員 異議なし。

坪井委員長 それでは、御異議ないようですので、議案第4号 津市スポーツ推進計画（案）に係る意見について、原案どおり承認します。

それでは次に、議案第5号 津市教育委員会点検・評価について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

教育総務課長 それでは議案第5号 津市教育委員会点検・評価について、説明させていただきます。恐れ入りますが、こちらの点検・評価の4ページをお願いいたします。Ⅱの平成25年度教育委員会の点検及び評価についてでございますが、まず1の経過といたしまして、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、第27条第1項に「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」という規定がされております。これに伴いまして、教育委員会におきましても、平成19年度から毎年この点検・評価報告書を作成し、公表しています。まず、2の目的でございます。効果的な教育行政を推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを目的とするものです。先程の法律の第27条第2項におきまして、教育委員会は前項の点検及び評価を行なうに当たりましては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするという規定をされています。3の学識経験者の知見の活用の項目に言及しておりますように、3人の学識経験を有する方を選定いたしまして、本年2月に平成25年度の事務事業の説明会を開催して御意見を頂戴いたしましたところでございます。5ページの4の選定事業及び点検・評価でございますけれども、今回の点検・評価報告書は平成25年度に教育委員会で実施いたしました事務事業につきまして、各所属が予算の大事業で精査しております。各所属が自ら点検・評価を行ない、そのうえで、

学識経験者が対象事業の評価を行うという形になっております。なお、学識経験者の3人の方々の評価を交えた御意見につきましては、冊子の75ページから79ページにおきまして掲載しております。5といたしまして、本報告書につきましては、本報告書は、教育委員会におきまして最終的に決定いたしまして、その後、市議会へ提出し、ホームページで公表するような予定でございます。以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

坪井委員長 説明は以上です。中身は多岐に渡りますが、御質問等はございませんか。

私の方から少し。中身の方はさることながら、すごく時間をかけてつくっていただいているのですね。昨年も少しお話させていただいたのですが、この規定が平成26年度の場合は平成25年度のもの进行评估しなければいけないということですが。その25年度の内容について、27年の2月にどうのこうのと評価するというのは、評価のための評価という感じが若干しないかという危惧があります。中身がどうということではなくて。そうであるならある程度平成26年度の早い時期に3人の評価委員の方も含めて評価というか整理していただいて、出来るだけ平成25年度のもので平成26年度中にも生かせるようにすれば、本来の姿になるのではないかなと思うのです。

教育総務課長 委員長の言われるとおり、これにつきましては、25年度事業につきまして、この27年の2月というのは、年度の考え方からいけばあるのかもかもしれませんけれども、ただ、実際の事を考えますと、昨年平成26年9月でもって議会の方へ掲載をいただいている案件もございますので、本来その時期と合わせて、リンクして進めていくべきものであると思いますし、現年度につきましては、時期につきましては考えておきたいと思えます。

坪井委員長 他にいかがでしょうか。

松本委員

松本委員 細かいことなんですけど、50ページの健康教育推進事業のことなんですけど、23年度から25年度、指標に対する実績のところでは文章が入っていないところがあるんですけど。

分かりました。前の資料には横線がなかったので、どうかなと思ったんですけど、今回の資料には横線が入っていますので。予算は執行したけれど、実績は。

教育総務課長 こちらにつきましては、指標設定の考え方自体につきましても、

本来であれば、児童の健康増進に努めるということで、なかなか数値化もしにくいようなものでありまして、指標に対する実績というのも、もちろん計算ベースの金額というのもそれほど他のものと比べても大きくはないということにもかかわらずなかなか指標としては、数値として示しにくい、あるいは言葉として示しにくいこともあるかということで、指標設定の考え方でもって、お示ししているということです。

坪井委員長 松本委員よろしいでしょうか。

これは、差し替えていただいたところでは、この説明をしていただいていますので、他、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

坪井委員長 それでは、議案第5号 津市教育委員会点検・評価については、原案どおり承認するというので、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

坪井委員長 御異議ないようですので、議案第5号 津市教育委員会点検・評価について、原案どおり承認します。

それでは次に、議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

教育総務課長 議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、お手元の資料に基づきまして、説明させていただきます。恐れ入りますけれども、最後の「参考」を御覧頂けますでしょうか。まず1は制定の理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、本年4月から施行されることに伴いまして、関係条例を整理する条例を制定するものでございます。そもそも、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、これにつきましては、教育の政治的中立性ですとか継続性、安定性を確保して、首長との連携強化を図り、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築などを目的とするもので、例えば、首長による総合教育会議の設置ですとか、大綱の策定をはじめ、また、経過措置を設けられておりますけれ

ども、委員長と教育長を一本化して新たな教育長を置くことなどが規定をされております。この内、新たな教育長につきまして、これまで一般職員としての身分から、特別職としての身分を有することになるため、今回の関係条例の整理に関する条例、この部分の整理を目的とするものでございます。首長による総合教育会議の設定、大綱の策定につきましては、基本的な部分は全て法律で言及されておりますので、新たに条例を制定する必要はございません。続きまして、2の主な内容でございますが、(1)としまして、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正いたしまして、教育委員会委員長の報酬の規定を削除することというものでございます。(2)といたしまして、津市教育委員会委員長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正しようとするもので、アといたしまして、教育長が常勤の特別職に位置付けられましたことに伴い、勤勉手当を廃止し、期末手当に係る規定を改正します。それからイといたしまして、教育長の職務専念義務の免除につきまして、括弧書きのアとイとウに関する規定を追加していくということになります。それから、続きまして(3)といたしまして、津市市長及び教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の引用条文の整理を行うものであります。いわゆる条ずれがございましたので、条ずれの方を直すものでございます。それから(4)といたしまして、津市職員定数条例の一部を改正し、教育長が特別職に位置付けられることに伴い、職員定数からの除外規定を整理しようとするものです。それから最後に(5)の経過措置でございます。先程も少し申し上げましたが、新たな委員会制度ではこれまでの委員長と教育長を一本化した新たな教育長を新たな教育長が特別職に位置付けられますが、条例の施行日以後でありましても、現在の教育長が在籍する間におきましては、従前の例によりますとともに、先程申し上げました(1)と(2)及び(4)の規定は、なおその効果を有するというものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

坪井委員長 説明は以上です。地教行法の一部の改正に伴って、津市としての条例改正をするという説明でしたが、何か御質問等はございますか。

これは、こういうことでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

坪井委員長 では、御異議ないようでしたら、議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

坪井委員長 御異議なきようですので、議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案どおり承認します。

それでは次に、議案第7号 平成26年度津市一般会計補正予算（第9号）＜教委所管分＞について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

教育総務課長 議案第7号 平成26年度津市一般会計補正予算（第9号）＜教委所管分＞につきまして、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、1ページをお願いします。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億6,967万4千円を減額し、歳入歳出の総額を101億2,346万9千円としようとするものでございます。今回の補正、最終の予算でございますので、減額が中心となっておりますので、主なものだけ紹介させていただきたいと思っております。恐れ入ります。5ページの下の方第2項小学校費を御覧頂きたいと思っております。小学校費の第1目の学校管理費でございますけれども、第2項 小学校費 第1目の学校管理費は、2億5,801万2千円の減額計上でございます。この主なものと言いますのが、次の6ページを御覧頂きますと右の方に4番の学校施設維持補修事業というのがございまして、2億4,500万円の減額となっております。この内容と申しますのは、小学校施設改修工事に係る実施設計業務委託料及び工事請負費の入札差金による減でございます。続きまして、6ページの中学校費の第1目の学校管理費は、2億611万7千円の減額計上なんですけれども、その中の主なものと言いますのは、7ページの学校施設維持補修事業の2億510万円の減額でございます。こちらは、中学校施設改修工事に係る実施設計業務委託料及び工事請負費の入札差金による減でございます。以上で説明を終わらせていただきたいと思います。御審議の程、よろしく願い申し上げます。

坪井委員長 説明は以上です。ポイントを絞って説明していただきましたので、その辺りの趣旨によって御検討いただきたいと思います。御質問等はございますでしょうか。

庄山委員

庄山委員 この減額したこの101億2,346という金額ですけれども、津市全体から見ると何パーセントぐらいになるのでしょうか。

教育総務課長 減額後の101億2,346万9千円で最終の予算で占める一般会計のウェイトということですのでけれども、およそ当初予算とそう変わらないと思うんですけども、9パーセントから10パーセントの間になるのではないかと思います。

坪井委員長 他にないようでしたら、議案第7号 平成26年度津市一般会計補正予算（第9号）＜教委所管分＞につきましてについて、原案どおり承認することによってよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

坪井委員長 御異議なきようですので、議案第7号 平成26年度津市一般会計補正予算（第9号）＜教委所管分＞について、原案どおり承認します。

それでは次に、議案第8号 平成27年度津市一般会計予算＜教委所管分＞について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

教育総務課長 議案第8号 平成27年度津市一般会計予算説明＜教委所管分＞につきましてご説明申し上げます。恐れ入りますが、1ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出の総額につきまして、105億990万9千円としようとするものでございます。恐れ入りますけれども、26ページを御覧になっていただけますでしょうか。こちらのページは、平成27年度当初予算額と平成26年度当初予算額との項目別での比較になります。下から二つ目のところで、計の欄というのがございますけれども、計の欄の一番右の増減率の前年度対比が、約1.7%の減ということになっております。一般会計予算に占める教育委員会関係予算の割合でございますけれども、先程委員からも御質問ございましたけれども、当初予算におきましては、この平成27年度当初の一番下に書いてございますけれども、9.07%となっております。それでは恐れ入りますけれども、1ページの方にお戻りいただきますようお願いいたします。1ページのその第2条の、継続費でございますけれども、詳細につきましては、次の2ページをお願いいたします。この第2表 継続費でございますけれども、第10款 教育費、第3項 中学校費の美里地域施設一体型小中一貫校整備事業につきまして、総額を7億9,720万円とし、年割額を平成27年度は7億4,720万円、平成28年度は5,000万円とするものでございます。恐れ入りますが、5ページをお願いいたします。当初予算でございますので、こちら一つずつこちらの方は項目の方を読み上げさせていただきたいと思っております。まず 歳出の 第10款 教育費、第1項 教育総務費、第1目の教育委員会費は、教育委員会関係事業50

7万2千円の計上で、教育委員会委員の報酬をはじめ、三重県市町教育委員会連絡協議会負担金などでございます。続きまして、第2目の事務局費は、9億8,841万3千円の計上で、一般職給8億608万2千円は、職員86名分の給料、職員手当等の人件費で、事務局管理事業1億8,233万1千円は、臨時職員の社会保険料、6ページにかけまして、賃金、事務用消耗品費などでございます。第3目の教育振興費は5億7,670万6千円の計上で、教育振興事務事業4,506万5千円は、津市学校教育ネットワークの運用に係る役務費及び機器借上料、クラブ振興活動補助金などで、通学通園対策事業6,386万2千円は、通学バスの燃料費、7ページにかけまして、スクールバス運行委託料、遠距離通学費補助金などで、健康教育推進事業834万9千円は、学校給食献立用ソフト使用料、学校給食保存食負担金などでございます。教育総合支援事業4億1,833万2千円は、児童生徒の学習支援等のために配置する臨時職員等の賃金及び報償金、小中一貫教育推進事業の報償費及び委託料、学校図書館いきいき推進事業の賃金などで、教育研究推進事業281万8千円は、キャリア教育推進事業に係る講師などの報償費などでございます。8ページをお願いいたします。人権教育関係事業3,828万円は、外国人児童生徒通訳等巡回担当員の賃金、津市人権・同和教育研究協議会補助金などでございます。第4目の教育研究所費は4,023万1千円の計上で、一般職給2,135万5千円は、職員2名分の給料、職員手当等の人件費で、教育研究所管理運営事業1,229万6千円は、教育相談員に係る賃金、9ページにかけまして、教育活動指導研究委託料などで、教育支援センター事業658万円は、教育支援センター指導員賃金をはじめ、教育支援センター運営に係る経費の計上でございます。第5目の給食センター費は3億3,608万7千円の計上で、一般職給6,077万2千円は、職員10名分の給料、職員手当等の人件費で、給食センター管理運営事業2億7,531万5千円は、10ページにかけまして、給食センターの臨時給食調理員等に係る賃金、給食センター管理運営に係る需用費、中央学校給食センターの調理・配送等業務委託料、施設用備品費などでございます。続きまして、第2項 小学校費、第1目の学校管理費は、28億5,715万4千円の計上で、一般職給7億617万9千円は、職員101名分の給料、職員手当等の人件費で、11ページをお願いいたします。学校職員関係事業51万1千円は、修学旅行等引率補助金が主なもので、学校管理運営事業6億1,464万9千円は、調理員及び用務員などの臨時職員賃金、学校の管理運営に係る需用費、屋外体育用具遊具保守点検及び学校警備などの委託料、各種管理用の備品購入費などでございます。学校施設維持補修事業13億3,047万6千円は、校舎等の施設修繕料、学校施設維持管理委託料、学校施設維持補修に係る工事請負費、12ページにかけまして、補修用原材料費などでございます。学校保健管理事業1億1,497

万2千円は、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師報酬、各種検診等手数料、眼科・耳鼻科検診などの委託料、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金納付金及び、災害共済給付見舞金などでございます。学校給食事業9,036万7千円は、学校給食の運営事業に係る需用費、備品購入費などでございます。第2目の教育振興費は5億733万1千円の計上で、就学援助事業1億428万3千円は、経済的理由により就学困難と認められる児童に係る扶助費でございます。教育指導活動支援事業3億9,564万7千円は、教師用教科書・指導書及び教科教材用消耗品費、13ページにかけまして、教職員用及び教育用コンピュータ借上料、屋外遊具や教材などの備品購入費などで、教育研究推進事業636万1千円は、特色ある学校プロジェクトに係る委託料などでございます。人権教育推進事業104万円は、人権学習推進事業の講師に係る報償金などでございます。続きまして、第3項 中学校費でございます。第1目の学校管理費は、17億2,631万8千円の計上で、一般職給2億4,163万4千円は、職員30名分の給料、職員手当等の人件費で、学校職員関係事業159万2千円は、修学旅行等引率補助金が主なもので、学校管理運営事業2億2,805万5千円は、14ページにかけまして、調理員及び用務員などの臨時職員賃金、学校の管理運営に係る需用費、屋外体育用具遊具保守点検及び学校警備などの委託料、各種管理用の備品購入費などでございます。学校施設維持補修事業11億7,625万3千円は、校舎等の施設修繕料、学校施設維持管理委託料、学校施設維持補修に係る工事請負費などで、学校保健管理事業6,008万1千円は、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬、各種検診等手数料、眼科・耳鼻科検診などの委託料、15ページにかけまして、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金納付金及び災害共済給付見舞金などで、学校給食事業1,870万3千円は、学校給食の運営に係る需用費、備品購入費などでございます。第2目の教育振興費は2億6,157万4千円の計上で、就学援助事業9,737万6千円は、経済的理由により就学困難と認められる生徒に係る扶助費でございます。教育指導活動支援事業1億5,942万7千円は、教師用教科書・指導書及び教科教材用消耗品費、教職員用及び教育用コンピュータ借上料、屋外体育用具や教材などの備品購入費などで、教育研究推進事業433万1千円は、特色ある学校プロジェクトに係る委託料、それから人権教育推進事業44万円は、16ページにかけまして、人権学習推進事業の講師に係る報償金でございます。続きまして第4項 幼稚園費でございます。第1目の幼稚園費は16億3,803万5千円の計上で、一般職給11億6,495万9千円は、職員142名分の給料、職員手当等の人件費で、幼稚園職員関係事業98万7千円は、職員の自家用車の公用使用に伴う使用料などでございます。それから、幼稚園管理運営事業2億4,575万3千円は、幼稚園教諭などの臨時職員賃金、幼稚園の管理運営に係る需用費、17ページに

かけまして、屋外遊具保守点検及び幼稚園警備などの委託料、各種管理用の備品購入費などでございます。幼稚園施設維持補修事業2,956万円は、園舎等の施設修繕料、幼稚園施設維持管理委託料などでございます。それから、幼稚園保健管理事業2,837万6千円は、幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の報酬、各種検診等手数料、眼科・耳鼻科検診などの委託料、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの災害共済掛金納付金及び災害共済給付見舞金などでございます。それから、幼稚園給食事業282万5千円は、幼稚園給食の運営に係る需用費、18ページにかけまして、施設管理業務に係る委託料などが主なものでございます。教育指導活動支援事業853万7千円は、教材用消耗品費、屋外遊具及び保育用などの備品購入費などで、私立幼稚園援助事業1億5,433万6千円は、私立幼稚園就園奨励費補助金などでございます。それから、教育研究推進事業207万4千円は、ゲストティチャー等の講師に係る報償費、教育研究用消耗品費、研修会等負担金などで、人権教育推進事業62万8千円は、人権学習推進に係る講師の報償金、人権啓発幼児用図書購入の消耗品費などでございます。19ページをお願いいたします。第5項 社会教育費でございます。第1目の社会教育総務費は6億7,582万5千円の計上で、一般職給3億150万9千円は、職員34名分の給料、職員手当等の人件費で、生涯学習振興事業4,780万3千円は、学校体育施設開放に係る施設修繕料、学校体育施設開放業務委託料、津市社会教育振興会への補助金などでございます。青少年対策事業3,824万9千円は、青少年センター相談員の報酬、20ページにかけまして、青少年センター管理運営に係る需用費、地区青少年育成活動及び津市子ども会育成者連合会等の補助金でございます。それから、放課後児童健全育成事業2億6,228万4千円は、放課後児童クラブ施設修繕料、放課後児童クラブ運営補助金などで、成人式関係事業336万3千円は、成人式会場借上料、成人式実行委員会負担金などでございます。人権教育関係事業2,261万7千円は、人権教育指導員の報酬、人権教育サポーターに係る賃金、21ページにかけまして、人権教育講演会などの講師に係る報償費などでございます。第2目の教育集会所費は、教育集会所管理運営事業3,551万6千円の計上で、教育集会所に係る臨時職員賃金、教育集会所管理運営に係る需用費などでございます。第3目の公民館費は4億1,004万円の計上で、一般職給5,560万8千円は、職員6名分の給料、22ページにかけまして、職員手当等の人件費でございます。公民館管理運営事業2億9,260万円は、公民館長及び公民館主事報酬、臨時職員賃金、公民館施設管理運営に係る需用費、公民館改修に係る工事請負費、津センターパレス施設管理費の負担金などでございます。公民館講座等関係事業6,183万2千円は、各種講座の講師に係る報償費、23ページにかけまして、公民館事業バス運行業務委託料などでございます。第4目の図書館費は3億8,180万5千円の

計上で、一般職給1億5,360万4千円は、職員16名分の給料、職員手当等の人件費で、図書館管理運営事業1億1,642万9千円は、図書館司書補佐などの臨時職員賃金、図書館管理運営に係る需用費などでございます。図書館活動事業1億1,177万2千円は、24ページにかけまして、図書及び視聴覚資料購入に係る消耗品費、図書館情報システムサポート委託料、事務用機器借上料などでございます。第5目の文化財保護費は6,980万2千円の計上で、文化財保護関係事業2,792万1千円は、文化財施設維持管理委託料、文化施設等駐車場用地の土地借上料、文化財保護事業補助金などでございます。埋蔵文化財保護関係事業2,012万3千円は、埋蔵文化財調査補助員などの臨時職員賃金、25ページにかけまして、埋蔵文化財センター管理に係る需用費、多気北畠氏遺跡出土遺物保存処理に係る委託料などで、資料館等管理運営事業2,175万8千円は、資料館の臨時職員賃金、資料館等管理運営に係る需用費、資料館等指定管理委託料などでございます。以上で説明を終わります。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

坪井委員長 ありがとうございます。詳しく説明していただいて分かりやすかったと思います。いろいろ質問していただかなければならないと思うのですが、ある程度進んでいる中での話ですので、御質問等ございましたら。

滝澤委員

滝澤委員 26ページのまとめの中で、公民館費が、昨年にと比べると1億1千万という金額が減っているんですけども、それは特別な事があったんですか。

坪井委員長 中央公民館長

中央公民館長 公民館費につきまして、増減で1億1,023万3千円の減額がということで、昨年は白山の元取公民館を改築したため、工事費が本年度なくなったことにより、減額ということです。

滝澤委員 その部分ですか。

中央公民館長 主な部分です。

滝澤委員 はい。分かりました。

坪井委員長 他にどうでしょうか。

各委員 異議なし。

坪井委員長 特にならなければ、議案第8号 平成27年度一般会計予算<教委所管分>について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

坪井委員長 御異議なきようですので、議案8号 平成27年度一般会計予算<教委所管分>について、原案どおり承認します。

それでは次に、議案第9号 平成27年度教育方針について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

教育総務課長 議案第9号 平成27年度教育方針について、御説明申し上げます。平成27年度教育方針につきましては、先の協議会で案をお示しいたしまして、その際にいただきました御意見等を加えさせていただきまして、体裁等を整えさせていただいたところでございます。詳細等につきましては、お配りをさせていただいたところでございます。

坪井委員長 教育方針については、前回、少し話し合いをさせていただいています。それに沿って少し修正、さらに教育研究支援課等々の意見を加味されたということで、今日新しいものをいただきました。私は旧の物しか持っていなかったもので、これに関しては、時間をとって御意見をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。すでに一回見ているので、どこからでも御意見をお願いします。

教育長

教育長 ありがとうございます。新しいものを今日お持ちしたんですが、実は各所管の細かいチェックがこれからも入りますので、是非最終的に、言いぶり、書きぶりについてはお任せをいただくとして、大きな項目の方を少し、ポイントを反映させていただくという形にはしたいと思います。そこですら、ちょっと前回お渡ししたものと少し違うところだけ、あらかじめ言いたいのですが、実はこれは去年は、市長にも見せずに本番だったみたいですので、今回少し意見をもらっています。そこで2ページ、旧の方でお願いします。下から6行目ですが、「教育委員会といたしましても、平成27年度中の大綱策定に向けて」というところですが、27年度中に大綱を作るかどうかという点については、前回市長と話を

して、11月頃に作ろうという話をしていたんですが、ちょっと27年度中につくるかどうか、わからないということで、ちょっと抜かせていただこうと思います。

坪井委員長 抜かすと言うと。

教育長 取る。「教育委員会といたしましても、市長と十分な議論を重ね」というふうにそのまま繋げてしまう形で、年度だけ取る。いつ作るというのを、明言を少し避けたいというお話でしたので。それと、これはちょっと御意見をお願いしたいのですが、2ページの下から2行目、これと併せて、教育委員会自体の開催回数のこの行がございしますが、本日お示ししたものは、このパラグラフが消えています。入れておいた方が良いのかどうかも含めて少し議論をお願いしたいと思います。それから大きなところでいくと、旧の6ページ、下から3行目、「給食事務」については事務的なものであり重要項目とまではいかないのという単語、項目が少し入れてあるんですが、これもちょっと給食は削除したいなど、今考えています。それから、旧の7ページの「(地域との広がりのある連携)」とありますが、人権から始まっているんですけれども、避難訓練を含む防災、安全、安心の防災を新しく少し何行か項目として挙げてあります。というのが、大きな違いのところですよ。以上です。

坪井委員長 細かい軸のことは少しおいておいて。まず、市長部局の方からご提案があった、何年に作るといった大綱、これは市長が制定するもので、教育委員会は。

教育長 28年度にかかるかもしれないという。なので、27年度明言するのをやめておこうかなど。これから、総合教育会議で議論したいという話になっているのは、例えば、国は4年から5年程度と言っているんですが、毎年のでいいんじゃないのとか、いろんな、今幅広いお考えでいるようで、今の段階では、あまり言明せずに、教育委員会と十分に議論をして考えていきたいというのがありましたので、消したいと思います。

坪井委員長 それでは、教育委員会の開催云々について、どうしたらいいかということですが、それと給食事務の表記について、それから、防災を入れていきたいという。

教育長 学校防災をちょっと地域と連携した中に。

坪井委員長 この辺りから先にやっていきたいと思いますが、どうですか。特に「教育委員会の開催や、協議項目の拡大」というところですが、敢えて言わなくても、そういう意気込みが感じられるような中身にすればいいという方法もあるかもしれない。

庄山委員

庄山委員 委員長が最初の御挨拶でも言われましたように、教育委員会が本年新たなスタートで、新しい制度になってその制度をより良く津市としてまとめていくようにこの教育委員会を開催していくというようなことを、言われまして、そのお気持ちの現れがこの間教育委員会を1回だけでは、十分にいろんな事が把握できないから、必要があれば回数を増やすようにしてはどうかという御意見を言われたんだと思います。そのことを、ここに反映してはどうかという今日のお話かと思うんですが、これに反映しなくても、中身が随分昨年と大きく変わっておりまして、教育委員会がこれをやるぞというような意気込みを、昨年場合は総花的にこれもこれもこれもというようなことで、言うところはどうするんだというようなことはなかなか言いにくい部分もあったんですが、今年はこれをやるというのが分かるようになっておりますので、わざわざ入れなくてもいいかなと。ただ、委員長の意気込みを入れるならば、それを反映してもいいのかなと思いますけれども、ここでそういうことを確認しておけば、入れなくてもいいんじゃないかと思えます。

教育長 そうなんです。去年とは急転直下、あまりにも変わり過ぎていて、作ったものの、ちょっと憶しているところもありまして、早い話、これまでの教育方針というのは事務局が主語なんです。今回は、教育委員を主語にして書いている部分がすごく多くて、ただ、中身は施策ですので、施策が書いてあります。それで、最後のページに「教育委員が一丸となって」という部分もありますので、こちらの方に入れるならば、この場所をふくらませてもいいかなと思って、総合教育会議のところに書くとどうかなというのがありましてですね、御意見をお伺いしてから、最後の部分に入れさせていただいたらどうかなと思います。最後に入れるとなると、開催回数とか、あまり具体的な事よりかは、委員会の考え方、情報の共有など図りながら、一丸となって取り組んでまいりますぐらいの表現だと最後だと収まりが良いと思ひながら、またちょっと御意見をいただきたいと思ひます。

滝澤委員 具体的な回数の増加とか、そういうことをあえて言わなくても、意欲が分かるような表現であれば十分であると思ひます。よろしいんじゃないでしょ

うか。

坪井委員長 私はどちらでもいいのですが、最後の「一丸となって」というところの言い回しは、別に提案したいと思います。ここが一番大事なところで、ちょっとここは後で提案したいと思います。そこで、開催とかそういうのも含めてですね、意気込みが感じられるものに変えていただければと、滝澤委員が言われるように、なくても良いということで。それでは、そういうことでいいですか。一応ここは削除ということで、一つずつ整理していきたいと思います。ただし、後半の最後のところは、きちんとした膨らまし方をしていきたいと思います。それから、給食の項を、削除する意図はなんですか。

教育長 今回のこの教育方針は、重点項目に絞って挙げていきたいので、通常の事務は入れずに整理をしたいということです。

坪井委員長 そういうことですか。今、言われてもという。じゃあ削除ということで。あと、防災を入れるということで、入れてもらっているんですね。

教育長 そうですね。新しい方には。

坪井委員長 新しい方針では、どのように入れてもらっているんですか。

教育長 7ページの中段で、「(地域との広がりのある連携)」のところで、要するに今、地域の連携と言うと、学校現場では登下校指導、これはもう随分と今やってもらっているんですけども、特に今、比較的話題になっているのが、土曜日の教育活動と、地域ぐるみの防災訓練なんです。学校区によっては、幼稚園から小学校、中学校が一体となって地域も入れて訓練をしたりとかですね、あるいは、保護者のお迎えの部分とかいろいろ違いますけれども、これまで、学校中で、学校だけでやっていた避難訓練が、少し枠が広がってきているので、少し入れたいと思います。施策で、やります、やります、やりますが多くて、じゃあ危機管理という部分では、いじめぐらいしかないもんですから、もうちょっと安心安全を入れておいたらいいかなという。

坪井委員長 私も逆に抜けていたのかなと、見落としていたのかと思います。津市の方も防災のことにはかなり力を入れてますから、その連携、連動も必要でしょうね。ただ、このくらいの書きっぷりで、逆にいいのかなと。なんとなくもったいない。

教育長 じゃあ、これで、どこに予算が付いてて、何をするのというのが質問になるので、具体的にそのところがなくてですね、教育は努力と、学校の取組の部分が多いので、これが教育方針の難しいところで、施策として展開が少ないものは書きぶりが少ないです。実は。

坪井委員長 ただ、今でも、自主防災というのは、各地域すごくやっていますし、学校もタイアップしてかなりやっているんじゃないですか。そんなことはないですか。

教育長 防災倉庫は置いてあるんですけども、あんまり普段のその活動には。

坪井委員長 南が丘なんかは、地域なんかで文部科学大臣賞を表彰されたりしていますし。

教育長 南が丘はコミュニティスクールをしていますが、防災をとらえると、その、どこまでというのが難しいところなので。避難所としての指定はあるので、そういう連携はあるんですけども。

坪井委員長 お金を使わなくても、防災ができているところもあると思うのですが。今、急にどうのということではなくて、とりあえず、防災に関わって入れていくということ。

教育長 単語がないとまずいかなというレベルです。

坪井委員長 もう少し工夫できるような予算の裏付けとは別にして、できればどうかなと思います。ということで、委員の方々からの新しい、少し大きな視点でのここはどうというような御質問とか、御意見があったらお願いします。

松本委員 学校の統廃合の基準みたいなものが、通学の時間を前よりも長くかかってもいいみたいなものがあつたと思うんですが、それに関連して、統廃合に向けての動きというのは、一区切りついたということで、ここに記載しないということなのかというのが一つ、それから、学力向上改善、例えば、一番最後の9ページの辺りに「指導主事による各校への指導体制の充実を図ります。」とありますが、講師も、2種類に分かれるということが、方針にどこまで書いたらいいのか分からないのですが、例えば、学校の授業を見せていただくと、私は国語しか見

てないんですが、先生によってどこまで授業ができているかといいますか、国語というのを何をやるのかが分かって指導されているかという、先生によって少々差があるような気がしますので、先生に対する指導というのを、この辺を少し意識して主眼をおいて、されていくのか、指導主事の先生が回られるのか。例えば、学力テストを意識するのであれば、4月なのでその前の小学5年生とか、中学校2年生を持っていらっしゃる先生のところ、集中的にいくのかとか、そういう重点の置き方みたいなのを、ここに書くのかどうか分からないですけども、もし意識されているのであれば、少し伺えればと思います。

教育長 今の部分は、ちょっと少ないんですが、4ページの二つ目のパラグラフ、「また、」のところですね、「特に学校の授業改善への取組や教員の授業力向上」というのがですね、今のところ教員に対する手当というのは、計上的にはかなりの金額の予算は、研修とかは付けているんですけども、重点的に新たに付けるとなると、例えば、先生向けの教員OBの支援員、

教育研究支援課 授業力向上推進員

教育長 というのも、3人。これは、うちはちょっとしっかり増量給を来年はしっかりしていかないといけない、という取組をしています。後ろのところは組織の事が書いてあるので、この、指導主事が外へ出られるような指導体制を見直しますという書きぶりしかないもんですから、あまり中身については書いてないです。それと、統廃合の距離の問題は、幸いなことに津市の場合は、ほとんど影響なしで、というのは、あれはですね、行革財政部門からの発想なんですけれども、津市は金が要るから効率的なために、統合しろとは一切言われていませんので、統合する時は、遠くてもスクールバスを必ず通るようにしてもらっている現状です。これ影響なしに、フラットに子ども達の教育内容で統合を考えることが出来るのは、ちょっと幸いかなと、こういう状況があります。

坪井委員長 他はどうでしょうか。よろしいでしょうか。

そしたら、その間に私、前に比べるとかなり整えられて、子育てに「・」を入れたりとか、点を入れてもらったりとか、だいぶ直してもらったのかなと思います。最終的に、大きなとらえ方として、「総合的な学力」というのがありますが、その中で古い方で言うと「確かな学力」という言い方があって、「総合的な学力」というのは今までに言っている「生きる力」とどう違うのか、その辺を整理しておく必要があるのかと思います。今まで「生きる力」というのは、分かりにくいという話もあるんですけども、今回は「総合的な学力」、一方で「確かな学力」

とも言っているので、学力のとらえ方をどうとらえるのか、ちょっと整理が必要かなと思います。それから、保護者の件を入れていただいて、これもだいぶ整理されてきたのが、この入れる場所がですね、課題のところに入れてあるのが気になります。

教育長 家庭学習のところですね。

坪井委員長 家庭学習を、課題事項よりも、前向きな取組のところ最初にに入れてもらうといいですね。5ページの課題事項への前向きな取組のところですね。僕は流れから言うと、学力向上の部分として入れて、一方でこういった施策をより効果的なものとするためには、家庭学習というものはなくてはならないものなんですというようなニュアンスにつなげた方が、学力向上策がより効果的になるような気がしているのですが。急にこの課題事項の前向きな取組の中に入れるのはどうかと思います。

教育長 家庭学習という単語が出ると、教育委員会はまず保護者に協力をもとめるのかと頭から言われます。それで、家庭学習は、これまでの教育委員会はいろんな事を全部経過をやったうえで、保護者の協力を求めますというものなんです。自分でせずに家庭に放るのとちがいます。家庭学習の課題は、教員の宿題の出し方であったり、教員が子ども達にどう家庭学習を指導するのかというのが、うちの課題なんだと、ということなので、こういう形で入れてあります。

坪井委員長 対策的にこういう仕方もあると思いますが、家庭学習というのは本当にしないみたいですね、今は。逃げるということの意味ではなく、本当に両輪とまではいかななくても必要な事なんですよと言えるような表現がうまくできれば一番理想なんですけれども。

教育長 学調の結果公表の分析、一番頭の分析が家庭学習です。今この家庭学習大事なんですけれども、教育委員会は家庭学習で、保護者に協力にしてくれとくれと言っているわけではないぞと。宿題の出し方、これが大事だと思っているんだというのをはつきりと言いたいなというのがあります。

坪井委員長 少しずつ分かってもらうようにじわじわと。全く書かないわけではないと。分かりました。

滝澤委員

滝澤委員 これはちょっと、雑談みたいな話なんですけれども、NHKのナビゲーションで、家庭学習の重要性を説いていましたよね。あれ、結構みてはるんちがうかなと思うんですよ。何かそういう中でどんどん浸透してきて、教育委員会の方針も理解をしてもらえるならいいなと思うので、やはり家庭学習の重要性というのは、方針の中で是非分かるように。

教育長 ごめんなさい。教育方針は施策の内容の説明ですので、要するに27年度にどんな施策を展開しますかという部分があるものですから、あまり教育内容が書きにくい部分がありまして、じゃあ家庭学習は来年、どんな予算があるのと、実は無しで出来るんです。特に教員の努力でできるものですから。この教育方針の位置付けがちょっと今のような我々が議論をした教育委員会で議論をして、こういう教育をやりたいよねというのはちょっとどこにそれを表していくかというのはそれも考えていかないといけないなと思います。

坪井委員長 今、滝澤委員がおっしゃられたようにそういう自覚みたいなものは浸透しつつあると思います。それと、議会などで議員さんに質問される中でPRしていくという方法もあると思います。

教育長 質問が出たら、

坪井委員長 質問されると困るというのものもあるかもしれませんが、質問していただいて議論するという方法もあるんですよ。

教育長 市内にも大きな地域差があって、そういったところを全体的にうちとしてはどう指導していくのか、これは結構なかなか大きな課題となっています。

坪井委員長 いずれにせよ、福井県や秋田県にしても、すぐそういうことができたわけでもなく、10年くらいかけて浸透していったということですから、少しずつやっていったらどうですかね、津も。

教育長 去年、「家庭学習の手引き」を作ってくれて、だいぶ浸透はして、頑張ってくれていますので、徐々に徐々に効いていくと思うんですけれど。

坪井委員長 ここに書いてはもらっていますので、津市としても少しずつアピールというか、これは市の教育委員会としての責務として、学校だけに家庭学習をやってくださいということではなくて、そういうことですね。

庄山委員

庄山委員 まず、3ページ目の学力向上のところですけども、「いろいろな角度から学校への支援策を展開します。」とあって、諸々のいろいろな事が書かれているわけですが、先程委員長も言われました事も、ちょっと気になったのが「総合的な学力の向上」。「総合的」とうのが気になりました。「総合的」というのはどういう意味でしょう。

教育長 これは、去年1年間果てしなくうちの教育と議論をしてきました。教育界の方は、例えば「生きる力」が平成10年に出て、平成14年に「確かな学力」が出て、遠山さんの「学びのすすめ」が出てというのをよく御存知ですので「確かな学力」て何、あるいは「生きる力」て何ということと大体頭の中で想像できると思うんですが、なかなか世間の方に理解できない。ですので、学力というと教科学力にすぐとられるので、そういうのが払拭できないのはということで、「総合的」というのは、「総合型」というのが新しい33年の入試制度に取り入れられる内容の3種類になりますので、「総合型」というのは早稲田の、田中さんでしたか、が言っていらっしゃる中身をとらえて、教育学習と社会での実践力と、あと、意欲と。ほとんど「生きる力」の区分と一緒にような。それを、どういうふうに表現するかということになりますので、「総合的な」と使いたいと。取りますかね。1年間議論をして、単語が見付からなくて、その結果として「総合的な」になったんですけど、

庄山委員 学力というと、

教育長 大丈夫ですか。これが気になってしかたないんです。

庄山委員 学力だけを入れると、テスト点とか、

教育長 イコール、学調なんですよ、世間は。

庄山委員 で、それだけじゃないので、というような言い方をされたいんだと思います。

教育長 単語がないんです。で「確かな学力」のイメージがあまり良くないので、ちょうど割り算で3.14が3になった、で、小学校4年生の国語が、あるいは、英語の単語が減った時に、前後した時に出てきた単語ですので、これも誤解して

多分とらえていると思うんです。「生きる力」で随分縮小となったやつを、盛り返すために「確かな学力」が出てきたんだと思いますけれども、その辺の経過、流れが世間の人には分からんもんな。で、悩んで。正直な話を言うと、私が「総合的な」を使わないと恐い、だからつけてくれと言っているんです。「学力」と言ったら、本当に学力一辺倒に走ってもいいのというのが、三重県と同じに、全く同じにとらえられてしまわへんのというのが恐かったので「総合的な」を入れようと。

庄山委員 「総合的」と言わなければならないのかなと思いますけれども、学力というか、いわゆる学調のその、いわゆる読み書きの学力と、それから、体力とかそういうのと両輪でというふうな意味で私たちは力を付けていきたいと今、私たちはというか、私は思っておりますので、「総合的」を入れた方が良いかなと思いますけど、それをきちっと、ここで整理しておけばいいかなと思います。

教育長 同じ質問は校長会でいっぱい出てきたんです。学校の教員の方たちというのは、単語にすごいこだわって、1回確かな学力は何というのをインプットすると、それと違う単語をもってくると、大変なことになるんです。

坪井委員長 というのは、「学力」というそもそもの議論をしたら、みんな違うことを言うてくると思いますよ。自分の生活態度により。ここにお見えの方でも、別に教員でなくても、学力とは何ですかと言われてたら、自分の体験から考えた学力観を言うと思いますよ。それ程、「学力」というのは難しいですよ。だから国も、あまり余分な形容詞を付けずに、一般的に「学力」と。大体、「学力」とはこういうことだというのを暗黙の中で、ずっと来てしまったのです。で、「生きる力」というのは、全て「知識」「理解」プラス「思いやり」とかあるいは、健康な「体力」とかをひっくるめたということで、まあ、究極ではないけれども、安全パイで「生きる力」で通してきたわけですよ。何となくみんな分かるのですが、下手に「総合的な」というと、何か新しい学力が出来たのかという、逆にまたとられがちなことも無きにしも非ずというか、まだ「学力」のとらえ方が整理されない内に出してしまうとどうかなと思います。

教育長 平成の前に、新しい学力が初めて出て、2000年にピサの学力感が出て、平成14年には新しい学力感として「確かな学力」という単語が出たという経過があります。で、総合的という単語で、違和感を覚えられるのは、教育の世界の方だけだと。世間の人には、教科だけじゃないよねというふうにとらえてくれます。そこを、どういう風にしていいのか実は本当に分からないんです。で、担当に言っているのは、教育方針とか、議会とか世間に言う時には、教育長は「総

合的な学力」と言うぞと、校長に説明する時は「総合的な」を抜いて「学力」と言う、あるいは、かっこで書いて、とそういうような話はしていたんですけども、実に難しい。

坪井委員長 繰り返しなんですが、要するに「生きる力」で言っているようなニュアンスに近いような「知識」、「理解」だけじゃないという意味合い。

教育長 知徳体の徳と体の部分はあまりない。知の中身で、点数だけでなく、例えばその、概念化能力、その要するにマネジメントなんかができる、社会人として生きていくために必要な能力というような、経済省が平成17年に出しているような能力が、というと、とりあえずその道德とか、ベースになるようなものがなくて、そこら辺をまとめる必要が、或いは説得力とか、いくつこの項目があります。それを含めて。要は平成33年に新しくセンター入試試験に代わって求められる部分です。あれなんか正に。

坪井委員長 思考力とかあるんじゃないですか。今日も出ていた。

教育長 「確かな学力」も思考力があります。今の学校教育方で9条か、何条かに。言っていることはそれなんです。

坪井委員長 記述範囲がもうちょっと狭い。

教育長 狭いですね。

坪井委員長 要するにそれプラス、それを活用する能力、あるいは表現力とか意欲とか、そういうところですね。体力までいってしまうと、「生きる力」になってしまうから、ややこしいからと。

教育長 そういう意味で、単語が難しい。

坪井委員長 そうしたら、大学入試改革の言っているあの内容と一緒にですね。いいんですよ、どんな言い方でも。何を津市の教育委員会は学力としてとらえているのかということだけは共通理解を図っておかないと。

滝澤委員 「総合的な学力」の説明をちょっと入れたら、どうです。そしたら共通認識のもと、進んでいけるんじゃないですか。

教育長 また、文章で書くと誤解が。ここに「総合的な学力」としておいて、聞かれたら言おうかなと思っている段階です。

滝澤委員 何か定義がないと、何を言っているのか分からなくなりますよね。「総合的な学力」とは何かというようなことが、おおよそ理解出来るような説明を、ちょっと入れてみたら、もっと分かりやすくなるような気がしますけれど。漠然としているので、何を言っているのか、それこそ体力も入っているのか、徳育の徳も入るのか。克服力みたいなそういうものも入るのか、ちょっと分からないですが。学力というと普通、知識。教育教科でいろんな知識を身につける、読み書きそろばんじゃないですけども、そういうものをイメージしてしまうので。

教育長 こういう世間にオープンになる文章はこれを見た人がどう考えるかというのが枠が結構広くて、この広いのをあらかじめ分かったうえで、そのことを期待して書いている部分もあるので。

坪井委員長 学校教育課長

学校教育課長 「生きる力」の中の、先程も出ていた「確かな学力」というのが今言われている「知識」「理解」についてとか、そこから広がった「思考力」とか、「判断力」「表現力」であり、そういう総合的なものを、今度の大学入試改革でも求めていくという。「生きる力」というとすごく広いですし、「確かな学力」というとまだちょっと不十分なのかもしれませんが、「総合的な学力」というのに最も近いというか、今は書かせていただいて、「確かな学力」というのは近いんだらうなと思ったんですが。感想です。

教育研究支援課長 私も、ちょっとよろしいでしょうか。

坪井委員長 はいどうぞ。

教育研究支援課長

教育研究支援課長 単語の関係なんですけれども、今までのお話の中で、「総合的な学力」という言葉を聞いた時にクエスチョンマークが浮かんでくるのは教育界の人なんだというふうなことだったんですけれども、私も、すごく実感することが沢山これまでにあって、例えば予算協議等の話をする時に、「総合的な学力」という言葉がすっと受け入れられました。「生きる力」という方がなかなか難しく、

「総合的な学力」は「確かにそうやな」要は、「知識だけとか、教科の勉強だけではあかんもんな。」と言っていただけです。結局、教育界の方の中から見ると、「学力」も「確かな学力」も私は、今一度考えないといけないと思っています。とにかく「学力」というのは、知識理解の部分と、それを活用する判断力であるとか、表現力であるとか、そういう活用するための力と、それから学習意欲、全部含めて「学力」です。けれども、それというのは、なかなか世間の方には、まだまだ浸透はしていないんだなというのは、よく思うところで、その今の御意見のように、言葉を何らかで説明しようと思うと、多分その説明文の中にやはり「学力」という言葉は入ってくると思います。そうなると、「学力」自体がとらえ方が先程もあるように、みなさん全部違うので、あえてここへそれを説明する文を載せるということについては、私はちょっと適切ではないと。

坪井委員長 わかりました。外向けとちょっとこれは分けてやらないとややこしいと。そしたら「総合的な学力」は、要するに世間向けには返ってそれが分かりやすいと。知識、理解以外のもあるわなということで、すっと入るというなら、それはそれにしておいて。でも教育委員会ではきっちりと整理はしておいたら良いと思います。そうしましょうか。

庄山委員

庄山委員 そうしましたら、子育て支援につきましては、今年大きく制度等々変わるんですけれども、これはこれだけで、この程度でよろしいですか。

教育長 きつい質問ですね。

庄山委員 これで良いのかなって思うんですけれども、分量もあまり多くないということで、

教育長 ここに書くべきは、今の37園公立幼稚園を何園にするのかというのを教育委員会が、今年度の前半の内に決めなければならいことになるんですけれども、そこまで、自信がないのでかなりこねて書いてこれだけになりってしまいました。

庄山委員 そうですか。わかりました。

坪井委員長 ありがとうございます。

教育長 これはけっこうきついと思います。教育委員会で決めないといけません

何園にするか。

坪井委員長 大きな課題と、喫緊の課題というのはどう違うんですか。それこそとらえ方については。大きな課題と喫緊の課題。

庄山委員 大きなというのは、そんな近くでしなくても、もっと2年も3年もかかっても。

坪井委員長 それは言えています。僕はこの大きいとか、緊急という言葉によっても随分とらえ方が変わるじゃないですか。大きいというのは、大変という意味を持たせる意味で。

教育長 本当に大変な問題なんですけれども。

坪井委員長 だから、

教育長 これはそこら中で何年間も言われていましたので、今回の3月議会では費用徴収の5年間の経過措置を設けたのを、公立幼稚園の延命策ではないのかという議論が出てきたんです。

坪井委員長 そういうことなんですね。

庄山委員 はい。わかりました。

坪井委員長 他はどうでしょうか。あと、細かいところがあったらまた事務局の方に、言い回しとかがありましたら言っていただくということですね。

では、他になかったら、議案第9号 平成27年度教育方針について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

坪井委員長 御異議ないようですので、議案第9号 平成27年度教育方針について、原案どおり承認します。